

館林市農業委員会 農地法第4条・第5条の許可申請（営農型太陽光発電設備）提出書類一覧表

○：必須 ▲：特に農業委員会が認めた場合に必要

No.	書類名	部数	新規	更新	備考
1	許可申請書（様式3-2）	1	○	○	
2	続紙（様式3-3）	1	○	○	
3	土地登記簿謄本	1	○	○	全部事項証明書に限る。（公印のないものは不可）
4	法人の登記事項証明書	1	○	○	個人による場合は不要。
5	法人の定款	1	○	○	個人による場合は不要。
6	住民票、戸籍の附票等	1	▲	▲	渡人は原則不要だが、土地登記簿上の住所が申請書と異なる場合には必要。受人は原則必要。
7	位置図	1	○	○	申請地を赤色で図示し、市役所、駅、学校、その他最寄の公共施設から申請地までの直線距離を表示する。（縮尺1/10000～1/50000程度）
8	付近の状況図	1	○	○	申請地を赤色で図示し、申請地を中心として半径300m範囲内の宅地化の状況、国、県、市道の路線名、並びに河川名を表示すること。（縮尺1/500～1/200程度）
9	公図写	1	○	○	申請地及びその周囲の土地の地番、地目、地積、所有者及び耕作者名を記入すること。
10	土地利用計画書	1	○	○	建築しようとする施設の面積、位置を表示する図面で道路・用排水計画等を附記したもの。
11	資金調達証明書	1	○	○	融資証明書や預金残高証明書
12	土地改良区意見書	1	○	○	
13	水利権者の同意書	1	○	○	
14	農地復元計画書	1	○	○	
15	営農型発電設備の設計図	1	○	▲	
16	下部の農地における営農計画書（別紙様式例第1号）	1	○	○	
17	下部の農地への営農への影響がわかる書面	1	○	▲	営農型発電設備の設置による下部の農地における営農への影響の見込み及びその根拠となる関連データ、必要な知見を有する者の意見書又は先行して営農型発電設備の設置に取り組んでいる者の事例。
18	支柱を含む営農型発電設備の撤去費用の負担について、当事者間で合意されていることを証する書面	1	○	▲	設備設置者と下部の農地の営農者が同じ場合は不要。
19	土地選定理由書	1	○	▲	申請地が市街化区域内農地又は第3種農地である場合は不要。

20	経済産業大臣による再生可能エネルギー 発電設備認定に係る書類	1	○	▲	FIT法の認定通知書の写し。
21	隣接する農地の耕作者の意見書	1	○	▲	
22	転用工事及び撤去工事に係る見積書	1	○	▲	
23	土地貸借契約書の写し	1	○	▲	設置地・営農者・土地所有者が同じ 場合は不要。
24	委任状	1	○	○	
25	その他農業委員会が必要と認めた書類	1	▲	▲	

※この一覧表は掲載時時点のものであり、営農型太陽光発電設備（ソーラーシェアリング）の設置については、国や群馬県の通知等に基づき、提出書類に変更が生じる可能性があります。許可申請にあたっては必ず事前に提出書類や許可基準についてご相談ください。